

特別児童扶養手当について

●制度内容

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある児童を監護または養育している人に支給されます。

※障がいの程度については、広野町ホームページまたはこども家庭課までお問い合わせください。

●受給資格者

身体または精神に中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人。

●手当の額

1級該当児童1人につき	月額52,200円
2級該当児童1人につき	月額34,770円

●支給制限

受給資格者本人およびその生計を同じくする扶養義務者などの所得が限度額以上ある場合は、その年度は、手当の支給が停止されます。

問 こども家庭課 ☎0240-27-2115

特別児童扶養手当の所得現況届について（特別児童扶養手当を受給している方）

引き続き手当を受給するためには、所得現況届の提出が必要となります。

※所得現況届などの必要書類は、こども家庭課に用意してあります。

●提出期間

令和元年8月13日～令和元年9月11日まで
※土曜、日曜を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください（お盆期間中も開庁しています）

その他、届出に関することにつきましては、8月上旬に送付する通知書をご覧ください。こども家庭課までお問い合わせください。

問 こども家庭課 ☎0240-27-2115

●提出方法

受給者様本人がこども家庭課窓口にお越しになり提出してください。

林業退職金共済制度（林退共）の退職金請求について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のための退職金制度です。

以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。最寄りの支部または本部へお問合せください。

問 独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル

☎03-6731-2887 FAX03-6731-2890

詳しくは、ホームページでもご案内しております。

<http://www.rintaikyō.taisyokukin.go.jp/>

児童扶養手当について

●制度内容

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

●受給資格者

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、または父母にかわってその児童を養育している人

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める軽度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が不明である児童
- ⑤父または母が引き1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が母又は父の申し立てによりDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 等

●手当の額

区 分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	42,910円	所得に応じて10,120円～42,900円まで10円きざみの額
児童2人目の加算額	10,140円	所得に応じて5,070円～10,130円まで10円きざみの額
児童3人目以降の加算額	1人につき6,080円	所得に応じて3,040円～6,070円まで10円きざみの額

●支給制限

- ①受給資格者本人およびその生計を同じくする扶養義務者などの前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度は、手当の全部または一部が支給停止されます。
 - ②公的年金給付などを受けることができる場合は、その受給額に応じて手当の全部または一部が支給停止されます。
- ※支給制限の詳細につきましては、広野町ホームページまたはこども家庭課までお問い合わせください。

問 こども家庭課 ☎0240-27-2115

児童扶養手当の現況届について（児童扶養手当を受給している方）

引き続き手当を受給するためには、現況届の提出が必要となります。

※現況届などの必要書類は、こども家庭課に用意してあります。

●提出期間

令和元年8月1日～令和元年8月31日まで
※土曜、日曜を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください（お盆期間中も開庁しています）

その他、届出に関することにつきましては、7月下旬に送付しております通知書をご覧ください。こども家庭課までお問い合わせください。

問 こども家庭課 ☎0240-27-2115

●提出方法

受給者様本人がこども家庭課窓口にお越しになり提出してください。